

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の従業員の定年後の継続雇用制度について定めるとともに、継続雇用される嘱託社員の労働条件等について定めるものである。
- 2 嘱託社員については、正社員就業規則の一部の規定を適用せず、適用しない部分については、本規程に定めるところによる。

(定 義)

- 第 2 条 この規程で「定年」とは、60 歳に達する日をいい、定年日の属する年度の末日をもって定年退職日とする。
- 2 この規程で「継続雇用」とは、従業員が希望するときは、当該従業員をその定年後において、最長で 65 歳に達する日まで、引き続き嘱託社員として再雇用することをいう。
- 3 この規程で「嘱託社員」とは、会社と嘱託社員契約を締結し、継続雇用される者をいう。

(嘱託社員)

- 第 3 条 嘱託社員は、従業員としての地位を有するものとする。
- 2 嘱託社員としての労働契約（以下「嘱託社員契約」という。）は、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）とする。
- 3 嘱託社員の所属部門及び職種は、本人の希望・意欲・能力・経験及び経営環境・職場の要因状況等を総合的に勘案し、契約締結時に決定する。

(嘱託社員となるかどうかの選択)

- 第 4 条 従業員は、55 歳に達する日の属する年度の末日までにおいて、定年後の継続雇用について、次のいずれかを選択することができる。
- (1) 55 歳時点での役職、労働条件を維持し、定年後の継続雇用を希望しない。
- (2) 55 歳に達する日の属する年度の末日をもって役職定年とし、定年後の継続雇用を希望する。
- ※ このような規定が必要なければ削除可能です。

(嘱託社員契約の手続)

- 第 5 条 定年年齢後に嘱託社員として継続して雇用されることを希望する者は、会社に対して「継続雇用申請書」（様式第 1 号）を定年退職日の原則として 6 か月前、遅くとも 30 日前までに提出しなければならない。

- 2 会社は、前項の従業員について、第 7 条（継続雇用しない事由）のいずれにも該当しないと認めるときは、当該従業員と定年退職日の翌日を起算日とする嘱託社員契約を締結する。

（嘱託社員契約）

第 6 条 一の嘱託社員契約の期間は、原則として 1 年間（1 年経過日が 65 歳に達する日を超えるときは、65 歳に達する日までとする。）とし、第 8 条（嘱託社員契約の更新に係る判断基準）に定める基準を満たすものは、改めて嘱託社員契約を締結する。

＜平成 25 年 3 月 31 日までに労使協定を締結していない会社は次項以降を規定することはできません。＞

- 2 平成 25 年 3 月 31 日までの間に、継続雇用対象者に係る基準についての労使協定を締結していた場合における嘱託社員としての継続雇用期間は、当該労使協定で定める次項各号に掲げる基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢（当該基準が適用される者の下限年齢をいう。以下同じ。）までとし、基準のいずれにも該当する者については、最長 65 歳に達する日までとする。

- (1) 本人が引き続き継続雇用されることを希望し、会社が提示する職務及び労働条件につき同意すること。
- (2) 直近の 1 年間における健康診断において、就業を制限する程度の異常の所見を受けていないこと。
- (3) 協調性があり、勤務態度が良好な者であること。
- (4) 直近の 2 年間における出勤率が 8 割以上であること。
- (5) 直近の 2 年間において減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
- (6) 定年前の職務等級が○等級以上であったこと。
- (7) 次条（継続雇用しない事由）各号に掲げるいずれの事由にも該当していないこと。

＜規定例 1：経過措置期間に着目した規定例＞

- 3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる基準の適用年齢以上の者を対象に行うものとする。

期 間	基準の適用年齢
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳

＜規定例 2：生年月日に着目した規定例＞

- 3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる生年月日の者における当該基準の適